自治体のみなさま



「施策マップ」 施策情報登録サイト 使い方ガイド

Ver.1

中小企業庁 施策情報登録システム 運用担当



目次

- 1. 情報登録について
- 2. 利用申請について

ステップ1. 申請する

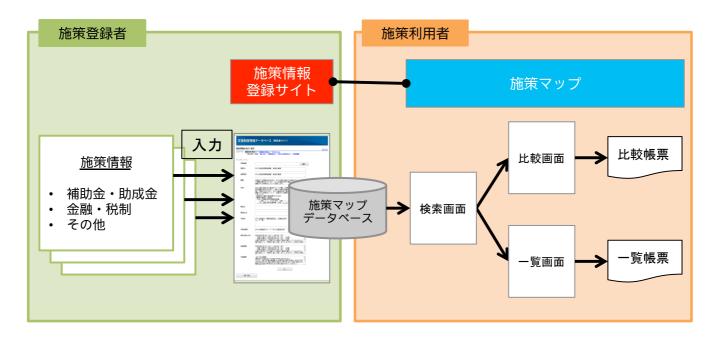
ステップ2.情報を入手する

ステップ3. ログインする

- 3. よくあるお問い合わせ
- 4. お問い合わせ先

1. 情報登録について

施策マップは、各自治体向けに中小企業・小規模事業者を 支援する施策情報を登録頂くための専用画面(施策情報登 録サイト)を開放しております。



<u>施策マップと施策情報登録サイトの連携イメージ図</u>

施策登録者とは

施策情報登録サイトに施策情報を登録頂く方

- 府省庁、都道府県、市区町村など

施策利用者とは

『施策マップ』をご利用頂く方

- 中小企業・小規模事業者、支援機関および施策登録者など

次ページより施策情報登録を行う事前準備のステップをご案内します。

ステップ1 申請する ステップ2 情報を入手する

ステップ3 ログインする

2. 利用申請について(ステップ1)

この施策情報登録サイトを利用される方は、 ステップ1~ステップ3の手順に従って、利用申請を行っ てください。

ステップ1. 申請する

以下の必要事項を記入の上、 中小企業庁 施策情報登録サイト運用担当者へ 【メール】で申請してください。

<必要事項>

【宛先】に以下を入力してください。 sesakumap@meti.go.jp

【件名】に以下を入力してください。

【施策情報登録サイト】アカウント発行依頼 <u>自治体名</u>

(「自治体名」に所属する自治体名を入れてください。

例【施策情報登録サイト】アカウント発行依頼 〇〇県)

【本文】に下記必須項目 (※1) を入力してください。

組織名

組織コード :ご自身の自治体コード(※2)を記載

管理者になる方の氏名(※3)

管理者になる方の所属部署名

管理者になる方のメールアドレス

登録になる方の電話番号

- ※1 必須項目が漏れている場合、アカウントが発行できない場合がございます。
- ※2 自治体コードについて全国地方公共団体コードで該当の番号をお調べください。 http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html または「総務省 全国地方公共団体コード」で検索
- ※3 本ステップで申請・承認された担当者は、当該自治体の代表(グループ管理者)になります。 グループ管理者決定以降、同一自治体内より施策情報登録サイト運用担当者宛に利用申請が あった場合は、当該自治体のグループ管理者の氏名及び所属部署、登録メールアドレスを お伝えします。自治体内利用者(入力担当者)として、グループ管理者へ改めて利用申請を 行って下さい。

2. 利用申請について(ステップ2)

この施策情報登録サイトを利用される方は、 ステップ1~ステップ3の手順に従って、利用申請を行っ てください。

ステップ2.情報を入手する

申請後、施策情報登録サイト運用担当者より、 施策情報登録サイトにアクセスする為の 情報をお知らせいたします。

必須項目で記載頂いた担当窓口のメールアドレス宛に 施策情報登録サイトを利用頂くのに必要な情報を返信いたし ます。

- ①URL
- ②ユーザーID (グループ管理者用)
- ③初期パスワード (グループ管理者用)
- ④入力マニュアル

申請後に一定期間経過しても 施策情報登録サイト運用担当者より返信が無い場合は、 本ガイド最終ページ記載のお問合わせ先までご連絡下さい。

※頂いた担当窓口のメールアドレス宛に 何らかの理由で送付できなかった可能性があります。

2. 利用申請について(ステップ3)

この施策情報登録サイトを利用される方は、 ステップ1~ステップ3の手順に従って、利用申請を行っ てください。

ステップ3. ログインする

施策情報登録サイトにログインして、 取り扱っている施策情報を登録してください。

施策マップ	施策情報登録サイト	
関係者ログイン		
ユーザーD		
パスワード	ロヴイン	

<u>施策情報登録サイトのログイン画面</u>

その他何か不明点がございましたら、本ガイド最終ページ記載のお問合わせ先までご連絡下さい。

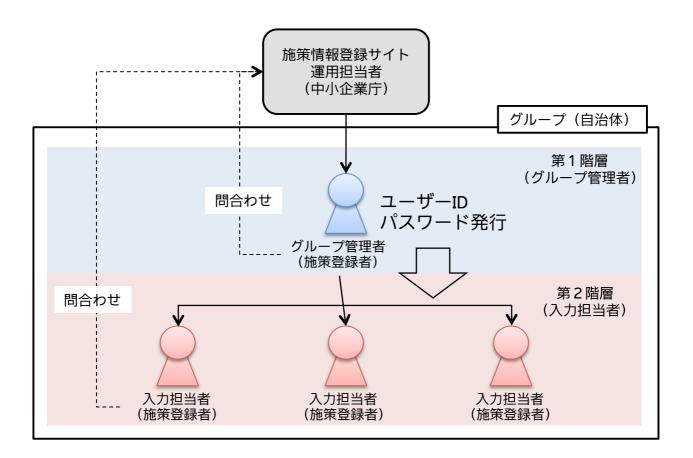
3. よくあるお問い合わせ

- Q1. 施策情報を登録したいが、まず何をすればいいのでしょうか。
- A1. P4掲載「利用申請について」を参照ください。
- Q 2. ユーザー I Dやパスワードを発行して貰ったが、 無くして(または忘れて)しまった。
- A 2. 施策情報登録サイト運用担当者(=中小企業庁担当者)にご連絡 ください。ユーザーIDの再発行またはパスワードリセットを行います。
- Q3. ユーザーIDを変更したい。
- A3.ユーザーIDの変更は受け付けておりません。 (異なるユーザーIDの使用を希望する場合は再発行になります)
- Q4. マニュアルなど使い方を説明している資料が欲しい。
- A 4. 利用申請をいただいた後、ユーザーID及び初期パスワードのご連絡の際にあわせて送付させていただきます。

3. よくあるお問い合わせ

- Q5. マニュアル記載のグループ管理者と入力担当者の違いがわかりません。
- A 5. 施策情報登録サイト運用担当者(=中小企業庁担当者)が発行する ユーザーIDは、グループ管理者(自治体の担当窓口)が使用する ものです。

グループ管理者は同じグループ内で入力担当者が使用するユーザーIDを発行することができます。



4. お問い合わせ先

経済産業省 中小企業庁 施策情報登録サイト 運用担当者

電話番号(月~金): 03-3501-4667(17:00まで)

03-3501-1816

メールアドレス : sesakumap@meti.go.jp